

## ばい煙関係施設

### 青森県公害防止条例（昭和47年青森県条例第2号）別表第1

番号	施設の名 称	施設の規 模
1	廃棄物焼却炉	火格子面積が1㎡以上2㎡未満であるが、又は焼却能力が一時間当たり100kg以上200kg未満であること。
備考	鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山に設置される施設を除く。	